

繊維系三学会合併に関する協議会（第10回）議事録

【日時】2026年1月31日（土）13時00分～16時58分

【場所】大阪科学技術センター6階601号室+オンライン（Microsoft Teams）

【幹事学会】日本繊維機械学会

【出席】（敬称略）

繊維学会：辻井敬亘，濱田仁美（OL），増田正人（OL），村瀬浩貴，山本恵美

日本繊維製品消費科学会：森下あおい，榎本雅穂（OL），西良造，山田勲

日本繊維機械学会：田上秀一，金井博幸（OL），倉敷哲生，西脇剛史，高平恭護

WGメンバー（OL）：喜成年泰，木村睦，薩本弥生，武野明義，竹本由美子，橋本欣三，道信剛志，保田和則

※OL：オンライン

【内容】司会：田上秀一

1. 前回（第9回）議事録確認の確認

- ・前回の協議会議事録の確認が行われた。

2. 議決権行使における必要資料の確認

- ・議決権行使における必要資料（①合併契約書，②合併説明書，③定款）の確認が行われた。

3. 合併説明書について

- ・辻井会長より，配布資料2（繊維系三学会の合併に関する合意事項説明書案）に基づき説明が行われた。
- ・本説明書は案であり，本協議会での議論を踏まえたうえで，各学会の理事会において審議し，フィードバックを行う予定であることが示された。
- ・議決権行使に向けて会員に説明（公開）すべき重要な内容であり，協議を経て修正は可能ではあるものの，極めて重い事項であることを共有したいとの意見が示された。
- ・繊維系三学会合併協議会でこれまでに議論と検討を重ねてきた内容について，合併の意義，新学会の全体像をわかり易い文章で記して，会員の皆様の理解と賛同を得るためにまとめたものである。繊維系三学会の合併により誕生する新学会は，ここに集う会員が一丸となって強い熱意と決意をもって取り組むことで，これまで以上に魅力ある学会へと進化していく。この説明書はその第一歩となる道しるべである。

1. 三学会合併の基本方針等

（1）基本方針

各学会の歴史と伝統に最大限の敬意を払い，現有リソースの有効活用を前提としつつ，持続可能かつ大きな飛躍を実現する「新しい学会」として最適な体制を構築することにより，川上から川下までを貫く「知の軸」を形成し，繊維分野の将来性を広げ，発展につなげます。具体的には，各専門分野の深耕や分野融合・開拓，産官学連携を通じた「新時代の繊維学」のための「場」を提供すること，および会員負担軽減のための事務局体制強化と財務基盤の安定化による「サステナブルな運営の確立」を目指します。

（2）ビジョン

繊維関係者の叡智を結集し，さらなる学理の探求と繊維を軸とした学術・文化・産業のイノベーション促進により，未来社会を見据えた価値創造を強力に推進します。これにより，「学会の魅力度向上」「新分野開拓」「学術と技術の継承」「会員増強・運営基盤強化」を実現します。

(3) 合併メリット

- ・領域の深化・融合・拡充: 「繊維」というキーワードに新たな息吹を組み込み, 新たなプラットフォームを構築, 提供し, 学術技術の発展を実現する。
- ・持続可能な運営 (スケールメリットと効率化): 会員増強, 事務局体制の刷新・強化による運営効率化とサービス向上を達成する。
- ・発言力の強化: 政府の科学技術政策に対する提言や, 産業界との連携において影響力を強める。

【意見交換】

- ✓ 「メリット」という語は相応しいのか, 読む側に「デメリット」を想起させるおそれがあるのではないかとの指摘があった。
- ✓ 「メリット」ではなく, 「目的」「意義」「期待される効果」といった表現の方が適切ではないかという意見が出た。
- ✓ 最終的に, 「メリット」は「合併の意義」と表記する方向で整理することとした。

2. その他の基本合意事項および補足説明

上記の基本方針に基づき, ビジョン達成に向けた各種事業の企画・実施と持続可能な運営体制の構築を目指します。これに関して, 合併可否判断のための基本合意事項および補足説明は以下のとおりです。なお, 三学会で会員の皆様より合併合意が得られましたら, これまでの議論をも参考に, 三学会でタスクフォース等を組織して, 詳細具体化を図っていきます。

(1) 学会名 (定款記載事項)

英語名は「The Society of Fiber Science and Technology, Japan」とすることで, 論文誌 JFST のインパクトファクター喪失のリスクを回避する。日本語名については, 存続学会名から変更することにより基本方針の「新しい学会」としての変革をアピールし, ブランディング戦略とする。なお, 新学会名については検討継続。

【意見交換】

- ✓ 繊維学会では, 理事会の決議は現時点では行っていない。協議会として新しい学会名で進めるという方針が固まれば, 理事会に持ち帰り審議を行う。
- ✓ 日本繊維製品消費科学会では, これまでは「日本繊維学会」で理事会承認を得ていたが, 新しい学会名として審議を継続する場合, 理事会で改めて検討を行う必要がある。
- ✓ 変革をアピールする名称とすることも一案ではないかとの意見があった。
- ✓ 第一次合併協議案では「日本繊維学会」という名称が提示されていた。企業の合併でも, 互いを対等にリスペクトしながら名称を決める例が多く, 「新」を付けたり, 両者の名称を組み合わせたり, 新しい名称とする場合がある。
- ✓ 「対等」という言葉が前回の統合協議で使われていたが, 場合によっては否定的な印象を与える可能性があるとの指摘があった。元の学会名や既存の枠組みに過度にとらわれることは本末転倒であり, 互いをリスペクトしながら新しい学会をつくるという姿勢を協議会として共有したいとの意見があった。
- ✓ 新学会となることでステークホルダーが増えるため, 一丸となって進める姿勢を示すことが重要である。「オールジャパン」としての発信力を考えると, 「日本」を名称に残すことへの期待もある。一方で, 「消費」「機械」といった語は名称から消えることになるため, 内外への発信効果も考慮すべきとの意見があった。
- ✓ 日本繊維学会案は, 前回の繊維学会総会で否決されており, そのリスクを考慮すべきとの意見があった。
- ✓ これまでの議論では, 学会名称を「どちらにするのか」という二者択一の構図に陥りがちであったことが反省点として挙げられた。新学会の設立に向けては, 名称だけを先に決めるのではなく, どのようなプロセスを経

て名称案に至ったのかを丁寧に示し、十分に協議を重ねたことを説明することが重要であるとの意見が共有された。

- ✓ 既存の二案にとらわれず、他の候補も含めて検討し、議論を進めることが望ましいとされた。
- ✓ 各学会理事会において、新しい学会としてどのような名称がふさわしいか、理由も含めて改めて議論することとした。

(2) 目的 (定款記載事項)

「繊維に関連するあらゆる学理とその応用の進歩普及をはかり、学術、文化及び産業の発展を通して、豊かな社会の実現に寄与する」※特には、「繊維」というキーワードで、素材・製造(川上)、染色・加工(川中)、製品・消費・文化(川下)を一貫して繋ぐ「知の軸」を示し、また、簡潔な表現とすることで、時代の変化に対応できる柔軟性と包摂性を担保する。

(3) 会員

会員は、原則として特段の手続きを要さず、合併法人の会員に引き継がれるものとする。会員種別(年会費)は正会員(9,600円)、学生会員(3,600円)、賛助会員(※)、名誉会員(無料)。※賛助会員費については、新規枠組みを含めて別途提案する。

【意見交換】

- ✓ 現在の三学会における正会員の会費支払いは、いずれも会計年度と同様に4月から翌年3月までを1年度とし、途中入会の場合であっても、年会費は1年分を請求している。
- ✓ 賛助会員については、合併後は企業側の窓口が一本化されるため、稟議対応等も踏まえ、支払いタイミングを明確に定める必要があるとの指摘があった。
- ✓ 物価高騰の状況を踏まえると、会費の値上げは社会的にも一般的な流れであり、人件費の上昇など、値上げを説明できる要因もあるとの意見があった。また、会費を後から変更すると「財政が厳しいための値上げ」という印象を与えかねないとの指摘もあった。
- ✓ 合併を機に会費体系を見直す機会でもあるが、まずは新学会として平常運営を行い、そのメリットを会員に実感してもらうことが重要ではないかとの意見があった。
- ✓ 各学会が独自に設けている会員制度については、改めて検討を行う。

(4) 役員

迅速性、効率性が高く、ガバナンスの効いた体制を構築する。

- ・構成と任期(定款記載事項): 会長1名、副会長5名以内、理事20~30名、監事1~3名、任期2年
- ・役員選考: 学会運営の透明性と会員の参画意識向上の観点から、次期会長候補者の選考はマニフェスト制による会員直接選挙としつつ、これを補完する仕組みを導入し、適正な役員選考となる方策を構築する。

(5) 研究発表会

年次大会と秋季大会(仮称)を2大行事として開催する。

年次大会: 主要行事として位置づけ、「専門性・分野深耕」を図る。特に、各専門分野での研究討議の継続性、新たな議論を生み出す発展性、多くの人が参加する連携性を実現できるよう発表分野を見直す。

秋季大会(仮称): 「分野融合や産学連携」「異分野連携や新分野開拓」などの横串観点を含め、年次大会との差別化、メリハリをつけた企画・運営を行う。

(6) 学会誌

三学会の誌面を統合し、「Your Gateway to All Things Fiber」をスローガンとして、繊維に関連するあらゆる情報の提供と偏りのない紙面構成を目指す。毎月発行。当初は冊子体配布と J-Stage 配信を併用しつつ、完全電子化を目指す。

(7) 論文誌

英文・和文混載誌として JFST (Journal of Fiber Science and Technology) に一本化し、J-Stage による電子配信を行う。なお、論文誌のあり方として、ジャーナルインパクトファクター等を含めたプレゼンス向上や分野深耕のためのサーキュレーション向上については、新学会において継続検討する。

(8) 講座・講演会

ビジョン達成のための事業として、ヒアリング、負担や他機関の状況、現有リソースを加味して、基礎・応用・実践などで区分された講座など、多様なステークホルダーの要望に応えうる企画を立案・実施する。

【意見交換】

- ✓ 人材育成に関する事業は「講座」、ホットトピックスや有識者による講演は「講演会」として区分を明確化することが望ましいとの意見があり、その内容を盛り込むこととなった。

(9) 研究会

名称・枠組みを「研究会」に統一する。ビジョン達成のための関連学術基盤の強化や新分野の開拓において重要な活動であり、継続・統廃合・新規を含め、申請ベース（申請→審議→承認・発足）での立ち上げとする（認可基準を明確化）。研究会の運営は、アクティビティを担保しつつ、今後協議を重ねて効率化と活性化を図っていく。

(10) 事務局および職員

体制：官公庁との連携を含め、組織運営・会計事務・学術支援を主務とする「主たる事務所（定款記載事項）」として東京事務所、加えて、産業界との連携や広域的な会員サービスの観点を含め、産学連携・分野振興・企業支援を主務とする大阪事務所を置く。両事務所ともに、現有資産スペースを有効活用して財政負担の軽減を図る。

見直し：事務局体制については、二事務所の役割を踏まえ、以下の評価基準に基づき、3年後に見直しを実施する。

評価基準案：学会財政、事務局の効率的運営（役割分担と連携）、産学連携推進（具体的項目を挙げては？企業会員等の増減など）など

職員処遇：行政職基準に基づく適正な待遇・給与体系を構築する。具体的には、社会保険労務士との相談を踏まえて、就業規則および給与等各種規程の改訂・整備する。

【意見交換】

- ✓ 現行案は実情を踏まえた記載になっているが、「3年後に見直す」としても、どの程度実効性があるのか。財政状況によっては、大阪事務所が「カットの余地」として扱われる可能性があるのではないかと懸念が示された。
- ✓ 企業とのタイアップ価値をどのように評価するか、評価基準の設定が難しく、基準が後から変更される懸念があるとの指摘があった。
- ✓ 見直しだけでなく、新学会発足までにミッションや方向性を明確に設定し、財政問題にとどまらず、事務局体制強化やサービス向上の観点からも整理すべきとの意見があった。
- ✓ 評価基準については一定の提示が必要であり、文言の修正も検討すべきとの指摘があった。

- ✓ 評価の方法次第では、活動実績を競う構図となり、結果として東京事務所と大阪事務所の対立関係を生むのではないかとの懸念が示された。
- ✓ 定款に主たる事務所を東京と記載した場合、大阪事務所をどのように扱うのかという議論が生じるとの指摘があった。その場合、説明書にどこまで記載すべきか、記載不要とする選択肢も含めて検討が必要との意見があった。
- ✓ 3年後見直しについては、一事務所・二事務所のどちらを前提とするものでもなく、中立的なスタンスであるべきとの認識が示された。
- ✓ 3年後には現在のメンバーがいなく可能性があるとの発言があり、方針を確実に引き継ぐためには、覚書などの形で明文化して残すことが持続可能な運営にとって重要であるとの認識が共有された。
- ✓ 会員がどのように判断するかが最も重要であり、3年後の評価は大きな意味を持つとの意見がある一方、現時点で3年後を詳細に想定することは難しいものの、合併協議として最低限示すべき事項であり、より良い学会を目指すためには明確なミッションを設定する必要があるとの意見があった。
- ✓ 一事務所体制となった場合には職員が転勤を余儀なくされ、学会運営の都合で生活が大きく変わる可能性があるとの懸念が示され、ワークライフバランスを考慮した検討が必要であるとの意見があった。
- ✓ 職員待遇については個人情報のため、会長クラスと社労士で検討を行っている。
- ✓ 日本繊維機械学会は関西に軸足を置いており、学会理事からも関西に大阪事務所が存在することへの評価が寄せられている。一方で、大阪事務所がなくなった場合の不利益についてはこれまで検討は行われていない。
- ✓ 三学会が一つになる中で、東京・大阪両事務所の有意義性や会員の利便性は、実際に運営してみないと分からないため、3年後の見直しでよいのではないかとの意見があった。
- ✓ 定款変更は会員の2/3の賛成で可能であるものの、運営側にとっては重要な事項であっても、会員にとってどれほど有効なことなのか。
- ✓ 大阪事務所を対象とする旨を記載すれば、大阪を守ろうとする動きにつながり、一定の効果があるのではないかとの意見があった。
- ✓ 東京事務所の評価・見直しも必要ではないかとの意見が出てくる可能性があるとの指摘があった。
- ✓ 東京か大阪かという二者択一の問題ではなく、二事務所を維持できるのかという点こそが本質であり、主たる事務所をどこに置くかを検討する以上、おのずと大阪事務所の存続が論点となるため、その点を明記すべきではないかとの意見があった。
- ✓ 定款に主たる事務所を明記することは書類上やむを得ないと認識されている一方で、将来的に事務所体制の在り方を検討する議論は、定款上の主たる事務所の記載とは別の問題であるとの意見があった。
- ✓ 東京対大阪という構図が生じた場合、合併後3年間にわたり対立関係に陥る恐れがあり、議決権行使の際にも大きな困難が生じるのではないかとの懸念が示された。
- ✓ 二事務所体制にはそれぞれ重要な役割があり、それを明確にしたうえで評価・見直しを行うべき。三学会の信頼関係に基づき、新学会にとって最善の体制を構築していく視点が重要であるという意見があった。
- ✓ 以下3点について各理事会にて議論を行うこととした。
 - ① 大阪事務所の見直しを明記するかどうか
 - ② 評価基準の大枠となる方針について
 - ③ 合併決定後、3年後の見直し時に方針等が確実に引き継がれるよう、申し合わせ書（仮）などを作成するかどうか

(11) 支部・委員会

支部：本部と支部の連携のもと、全国網羅的な会員サービスと活動基盤の強化を図る。具体的な手続きとしては、合併合意後に各地区での意見交換を実施し、役割と体制を見直す。

委員会：DX を活用した運営を行い、委員の負担軽減と効率化を推進する。

(12) 財務

企業説明／ヒアリング実施による会費収入見直し、上記待遇による人件費シミュレーション、上記事業・運営等経費の見直しを含めて財務グランドデザインを改定し、議決権行使までに提示する。

【意見交換】

- ✓ 現在は検討の途中であり、具体的な数字を提示できる段階には至っていない。シミュレーションを進めつつグランドデザインを作成している状況であり、企業会員の条件を早期に組み込んで検討を進めたいとの説明があった。また、パッケージ化に対する各学会の受け止め方について意見を求めたいとの発言があった。
- ✓ 企業のステークホルダーが増える一方で、三学会にこれまで負担してきた費用を引き続き拠出してもらえる見込みがあるのか、担保があるのかとの質問が出された。
- ✓ 日本繊維機械学会の理事会では上記の意見徴収を行い、可能な限り費用面でも対応する旨の回答を得ているとの報告があった。また、財務 WG では、三学会で理事や委員を複数名派遣している現状について、合併後は 1 名に集約できることもメリットとして挙げられた。
- ✓ 企業会員に提示する新学会の提案（合併説明書等）は現時点では整っておらず、引き続き検討を進める必要があるとの説明があった。
- ✓ これらの説明書は、議決権行使の前に準備し提示する必要があるとの指摘があった。

(13) その他

- ・「顕彰」「国際交流」「ブランディング戦略」「若手育成」等については、学会として重要施策であるが、合併合意後、新学会発足時までの検討事項とする。
- ・その他、記載のない事項に関する具体的な対応等について、新学会発足までにタスクフォース等を組織して協議、検討する。

(14) 移行期の対応

- ・合併が承認された場合、三学会で協議の上、合併当初よりの法人運営にあたり、新学会発足までに臨時総会を召集し、合併により拡充する分野を広くカバーできる役員体制への変更（役員の一部交代）を行う。なお、合併法人初年度は、甲の会長が合併法人の会長となり、乙及び丙の会長が副会長に就任する。
- ・上記に記載した事項以外の内容については、三学会で協議のうえ、適切に対応する。

【全体に対しての意見交換】

- ✓ 説明書については、いつ誰が作成したものかという責任の所在を明確にする必要があるとの指摘があり、理事会の承認を得て議決権行使の判断材料となることを踏まえ、三学会長名で作成することとした。一方、総会で各学会が会員に案内する際には、その学会長名のみを記載する形式として、三学会で合意した内容であることを付記することとした。
- ✓ 協議会としての説明書案をブラッシュアップし、企業会員への説明に用いるとともに、現段階での素案を公開したいとの提案があった。これを受け、説明書案をさらにブラッシュアップし、未確定箇所については「検討中」と明記したうえで公開することとした。なお、公開時には三学会長名による統一文章を付すこととした。
 - 途中段階であっても会員に情報を伝え、意見を把握することは重要であるため、公開に賛成する意見が示された。

- 本日の議論を反映したうえで、三学会が同じ内容を同じタイミングで公開することが重要であるとの指摘があった。
- 議決権行使に向け、会員に議論の状況を早期に共有し、関心を持ってもらうためにも、早い段階での説明・公開が必要であるとの意見があった。

4. 合併契約書について

- ・田上会長より、配布資料3（合併契約書案）に基づき説明が行われた。
- ・契約書案の内容については、各学会の理事会で意見を求めたいとの意向が示された。
- ・手続きの順序として、まず弁護士による確認を行い、その後、各学会の理事会に諮る流れとすることが確認された。

【意見交換】

- ✓ 契約書の締結日について質問があり、議決権行使の前に理事会での承認を得て締結する必要があること、また本契約書も総会に諮るため、現時点では記載される日付は空欄とする方針が示された。
- ✓ 合併前に三学会長間で情報共有や継承の確認が行われているのか、事前に見通しを立てるべきではないかとの質問があり、2023年度の財務諸表は確認済みであるが、2024年度財務諸表についても確認を行うこととした。

5. 定款について

- ・田上会長より、配布資料4（新学会定款変更案、繊維学会定款、日本繊維製品消費科学会定款、日本繊維機械学会定款）に基づき、変更箇所に関する方針について説明が行われた。
- ・存続法人となる繊維学会において、繊維学会の定款変更を行う。
- ・要検討事項として、以下の点が挙げられた。
 - ◆ 「目的」および「事業」の見直し
 - ◆ 「研究委員会」を「研究会」へ名称変更すること
 - ◆ 研究会の設立・廃止は理事会議決によること
 - ◆ 委員長は研究会の推薦に基づき会長が任命すること
 - ◆ 研究会の運営に関する必要事項は、理事会の議決により別途定めること
 - ◆ 会員種別の見直し（特に法人会員）
 - ◆ 「役員を選任」について、「原則として正会員の中から」と追記し、柔軟な対応を可能とすること
- ・文言や内容に不備がないか、また法務的な問題がないかについて、弁護士による確認を行う。

【意見交換】

- ✓ この定款変更案については、繊維学会の理事会へ報告は行っているものの、現時点では承認には至っていない。
- ✓ 繊維学会の理事会で承認された定款変更案について、その後に他二学会の意見徴収を行う機会があるのかとの質問があり、これに対し、繊維学会へ要望を提出する形式を想定しており、意見が反映される機会は確保されているとの説明があった。

6. その他、重要事項の確認

特に確認すべき重要事項はなかった。

7. 議決権行使における必要書類に対する今後の対応

- ・田上会長より、配布資料5（議決権行使における必要書類に対する今後の対応）に基づき説明が行われた。

・重要事項については、各学会の執行部へ報告のうえ、最終的な対応は会長および事務局長に一任することとした。ただし、必要書類の訂正作業において、重要な案件が出てきた場合は、協議会を開催して審議することも合わせて確認された。

- (1) 各学会理事会で、①合併説明書案、②合併契約書案、③定款改定方針案について内容の確認を行い、修正案の提示または内容の承認を得る。【2026年3月6日まで】
- (2) 上記(1)で指摘のあった内容を踏まえ、会長・事務局長間で必要書類の訂正を行う。なお、理事会からのフィードバックに基づく訂正作業は、会長・事務局長会議に一任する。
- (3) 訂正後の必要書類について、再度各学会の理事会に諮り、承認を得る。【目標2026年3月末日まで】
- (4) 訂正後の必要書類が各学会の理事会で承認された後、議決権行使に向けた準備に着手する。

8. 今後のスケジュールの確認

- ・新法人スタートの時期について、努力目標を2027年4月1日とすることが確認された。
- ・議決権行使のための臨時（または通常）総会の開催時期について検討を行った。
- ・参考：各学会の年次大会開催日および議決権行使に関する状況
 - ◆ 繊維学会：2026年6月17日(水)～19日(金)
議決権行使のスケジュールについては、持ち帰って検討する。
 - ◆ 日本繊維製品消費科学会：2026年6月27日(土)、28日(日)
定時総会での議決権行使は難しいとの意見が示された。
 - ◆ 日本繊維機械学会：2026年5月28日(木)、29日(金)
定時総会での議決権行使は難しいとの意見が示された。

9. その他

特に報告・確認すべき事項はなかった。

以上